

日時： 1月20日（水）AM8：30 <庁議室>

【協議事項】

- | | | |
|----|--|----------|
| 1 | 太田市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の制定について | 企画部長 |
| 2 | 時効取得を原因とする所有権移転登記に係る訴えの提起について | 総務部長 |
| 3 | 和解についての専決処分について | 文化スポーツ部長 |
| 4 | 太田市ホームヘルプサービス事業費用徴収条例の廃止について | 福祉こども部長 |
| 5 | 太田市第3子以降出産祝金支給条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 6 | 太田市保育士修学資金貸付条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 7 | 太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 8 | 太田市国民健康保険税条例の一部改正について | 健康医療部長 |
| 9 | 太田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について | 健康医療部長 |
| 10 | 太田市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について | 健康医療部長 |
| 11 | 太田市ふれあい農園条例の一部改正について | 農政部長 |
| 12 | 太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 13 | 市道路線の廃止及び認定について | 都市政策部長 |
| 14 | 太田市火災予防条例の一部改正について | 消防長 |
| 15 | 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 消防長 |

【連絡事項】

- | | | |
|---|--------------------------------------|--------|
| 1 | 第2次太田市総合計画「後期行動計画」及び「第5次実施計画」の策定について | 企画部長 |
| 2 | 太田市特別定額給付金の給付結果について | 総務部長 |
| 3 | 令和2年度版 太田市の公共施設の現状について | 総務部長 |
| 4 | 清掃事業課事務所の移転について | 産業環境部長 |
| 5 | おおた渡良瀬産業団地の分譲契約について | 行政事業部長 |

【その他】

- 1 3月定例会日程表等について 議会事務局長

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線 (TEL) 2200

* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2293 47-1892ダイヤル

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会後 】

文化スポーツ部長 氏名 長谷川 幸浩 内線 (TEL) 3600

【表題】

和解についての専決処分について

【目的】

公用車の運転中に発生した事故に関し、和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【概要】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和2年10月15日	0円 (0円) ※相手方が損害賠償請求権を放棄したため	2割	令和2年6月18日、太田市飯田町832番地付近の市道において、職員の運転する公用車が交差点を北進しようとしたところ、当該交差点の南西角のコンビニエンスストアの駐車場から出場し、右折して反対車線に進入しようとしてきた相手方の乗用車の前部と当該公用車の左前部が衝突したものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和3年2月委員会協議会あてに報告します。

【備考】

●內 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

福祉こども部長 氏名 荒木 清 内線 (TEL) 2500

【表題】

太田市ホームヘルプサービス事業費用徴収条例の廃止について

【目的】

「太田市ホームヘルプサービス事業費用徴収条例（平成17年3月28日条例第167号）」を廃止するものです。

【概要】

1 廃止理由

本条例は、難病患者等に対するホームヘルプサービス事業に伴う費用の徴収について定めたものですが、難病患者等に対するホームヘルプサービス事業については、現在「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定されている「居宅介護」に代替されており、存続させる必要がないため、本条例を廃止するものです。

2 施行期日

令和3年4月1日

3 その他

令和3年3月定例会に議案上程予定

【備考】

* 問い合わせ先 福祉子ども部 障がい福祉課 自立支援係 内線2518 47-1929^タ イルイン

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後】

太田市保育士修学資金貸付条例の一部改正について

本条例では、修学資金の返還を遅滞したときの延滞金の徴収については、「太田市税外収入金の延滞金徴収条例」（以下「延滞金徴収条例」という。）の例によることとしているが、令和３年４月１日施行を予定している「太田市債権管理条例」附則で延滞金徴収条例が併せて同日に廃止され、私債権に係る遅延損害金の規定が「太田市債権管理条例」に設けられる予定です。修学資金の貸付債権も私債権であることから、その延滞金について「太田市債権管理条例」の私債権に係る遅延損害金の規定を適用させるため、所要の改正を行うものです。

1. 改正内容

- ・第12条を削り、第13条を第12条とする。
- ・経過措置として、施行の日前に履行期限の到来する修学資金の返還金に係る延滞金については、なお従前の例によることとする。

2. 施行期日 令和3年4月1日

3. その他 令和3年3月議会に議案を提出します。

* 問い合わせ先 福祉こども部 こども課 入園児童係 内線3138 47-1943 ダイヤリン

福祉こども部長 氏名 荒木 清 内線2500

●内 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会、委員会協議会后】

健康医療部長 氏名 岡島 善郎 内線 3400

【 表 題 】

太田市国民健康保険税条例の一部改正について

【 目 的 】

太田市市税条例、地方税法、所得税法において、給与所得控除額と公的年金等控除額及び基礎控除額が改正されたことに伴い、低所得者層に適用される国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者医療者支援金等課税額、介護納付金課税額における応益割（均等割及び平等割）の7割、5割、2割の軽減制度について、納税義務者に不利益となる影響が及ばないよう太田市国民健康保険税条例の関係条文を整備するものです。

【 概 要 】

1 改正内容 国民健康保険税の均等割及び平等割の減額（第28条、附則第5項の改正）

(1) 現行

- ①7割軽減 「当該世帯の世帯主（擬主含む）と被保険者の所得の合計」が33万円以下
- ②5割軽減 「当該世帯の世帯主（擬主含む）と被保険者の所得の合計」が「33万円＋28万5千円×国民健康保険被保険者の数」以下
- ③2割軽減 「当該世帯の世帯主（擬主含む）と被保険者の所得の合計」が「33万円＋52万円×国民健康保険被保険者の数」以下
（ただし、5割、2割軽減における国民健康保険被保険者の数には、特定同一世帯所属者を含む）

(2) 改正案

- ①第28条 現行における33万円を「43万円に給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額」に改正します。
- ②附則第5項 第28条の改正に伴い、附則第5項の読替規定を改正します。

2 施行期日 令和3年4月1日

3 適用区分 改正後の太田市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

4 その他 令和3年3月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 国民健康保険課 保険係 内線2565 47-1825 イヤリン

健康医療部長 氏名 岡島 善郎 内線 3400

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 岡島 善郎 内線 3400

【表題】

太田市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

【目的】

群馬県福祉医療制度の見直しに伴う、群馬県福祉医療費補助金交付要綱の一部改正により、本条例において所要の改正を行うものです。

【概要】

1 改正内容

群馬県は福祉医療制度を安定的で持続可能な制度とするため外部有識者による「福祉医療制度在り方検討会」を設置し、公平性の確保や国が進める応能負担の方向性を踏まえて重度心身障害者に対する所得制限を導入することとしました。それに伴い、重度心身障害による福祉医療費受給資格者については、特別児童扶養手当の所得制限を準拠し、一定の所得以下の者を助成することとするものです。

2 施行期日

令和5年8月1日

3 その他

令和３年３月定例会に議案提出する予定です。

【備考】

- 内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

農政部長 氏名 高田 進 内線 (TEL) 20-9714

【表題】

太田市ふれあい農園条例の一部改正について

【目的】

近年、全国でのキャンプ需要の高まりに伴い、太田市ふれあい農園内ふれあい広場をキャンプ場として有効活用を促すため、太田市ふれあい農園条例の一部を改正するものです。

【概要】

1 改正内容

現在のふれあい広場では、キャンプやバーベキュー等の長時間にわたり広場内を占有する行為の規定について定めていません。ふれあい広場の更なる有効活用を促すとともに、使用料を定めるために改正するものです。

- (1) 市内住民 無料
(2) 市外住民 大人200円/人・日
小人100円/人・日

※ 市内住民とは市内に住所を有するものを言い、市外住民とは市内住民以外のものをいう。

2 施行期日

令和3年4月1日

3 その他

令和３年３月定例会に議案提出する予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 農政部 農村整備課 施設管理係 内線 20-9713 ダイヤルイン

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正につ
いて

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律が令和３年４月１日に施行されることに伴い、太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正が必要になったため、所要の改正を行うものです。

1. 改正内容

- ・省エネ基準への適合義務建築物の対象規模について、非住宅部分の床面積の合計の下限を2,000㎡から300㎡に引き下げられること等から、審査手数料を一部改正
- ・引用条項の条ずれに伴う改正

2. 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

3. その他

令和３年３月定例会に議案を提出します。

【備考】

* 問い合わせ先 都市政策部 建築指導課 建築行政係 内線2741 47-1837 ダイヤルイン

都市政策部長 氏名 越塚 信夫 内線 (TEL) 2800

* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 路政係 内線2713 47-1835ﾀﾞｲヤリン

●內 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

消防長 氏名 石澤 光之 内線 (TEL) 33-0202

【表題】

太田市火災予防条例の一部改正について

【目的】

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が令和2年8月27日に公布されたことに伴い、本田市火災予防条例の一部を改正するものです。

【概要】

1 改正内容

(1) 急速充電設備の全出力の拡大

急速充電設備の設置について、設置基準の対象となる急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットと改めます。

(2) 急速充電設備の全出力拡大に伴い新たに必要とされる火災予防上の対策

急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、新たに必要とされる火災予防上の対策として、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を改めます。

(3) 急速充電設備の設置に関する事項の新設

全出力５０キロワットを超える急速充電設備の設置については、消防署長への届出を要することとします。

2 施行期日

令和３年４月１日を施行期日とします。また、この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めます。

3 その他

令和３年３月定例会に議案提出する予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 消防本部 予防課 予防係 33-0202 ダイヤルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

消防長 氏名 石澤 光之 外線 (TEL) 33-0200

【表題】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【目的】

救急用自動車の緊急走行中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【概要】

1 救急用自動車の緊急走行中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和2年12月15日	198,750円 (993,751円)	2割	令和2年9月22日、太田市安良岡町地内において、救急車が緊急走行中に徐行で赤信号の交差点に進入したところ、当該救急車の左フロントバンパーと、当該交差点に進入してきた乗用車の右フロントバンパーが衝突したことにより、当該救急車と当該乗用車が損傷し、相手方に損害を与えたものです。

- 2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。
- 3 損害賠償の支払い 一般財団法人全国自治協会自動車損害共済にて対応します。
- 4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和3年2月委員会協議会あてに報告します。

【備考】

* 問い合わせ先 消防本部 東部消防署 外線 40-2119

●内 容 【 2. 連絡事項 】
 ○公 開 【 1. 可 】
 ○公開時期【 2. 委員会・委員会協議後 】

企画部長 氏名 栗原 直樹 内線 2200

【 表 題 】

第2次太田市総合計画「後期行動計画」及び「第5次実施計画」の策定について

【 目 的 】

行動計画は、基本構想で定めた将来の都市像「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」を実現するため、各施策や事務事業の取組方法を定めるものですが、前期行動計画が令和2年度で満了するため、後期行動計画を策定しました。

実施計画は、行動計画で定めた各施策を実現するための計画で、ローリング（見直し）しながら毎年度策定します。後期行動計画期間内に実施する事業を、財政計画と整合を図り取りまとめた計画であり、関係年度の予算編成の指針となります。

【 概 要 】

1 後期行動計画

- (1) 計画期間 令和3年度から令和6年度までの4年間
 (2) 計画概要 前期行動計画で定めた6つの基本理念（教育文化の向上、福祉健康の増進、生活環境の整備、産業経済の振興、都市基盤の整備、健全な行政運営の推進）を継続するとともに、3つの重点取り組み事項（①災害に強い安全なまちづくりの一層の推進、②スポーツによるまちづくり・地域活性化の推進、③市域の均衡ある発展と次世代につなぐまちづくりの推進）を加え、将来都市像の実現を目指します。

2 第5次実施計画

- (1) 計画期間 令和3年度から令和6年度までの4年間（毎年度ローリング）
 (2) 計画概要 後期行動計画で掲げた各施策や3つの重点取り組み事項を推進し、少子高齢に対応した持続可能なまちづくりを行うこととします。
 (3) 実施事業 128事業（事業費の内訳は裏面参照）
 (4) 総事業費及び投資的経費（普通建設事業費）

（単位：円）

	総事業費	総事業費のうち投資的経費 （普通建設事業費） A	財政計画 B	比率 A/B
R3年度	109 億 8,688 万 6 千	86 億 8,149 万 6 千	87 億 1,660 万	99.6%
R4年度	131 億 5,344 万 6 千	111 億 999 万 1 千	111 億 7,299 万 8 千	99.4%
R5年度	124 億 193 万 6 千	103 億 7,976 万 4 千	104 億 2,403 万 4 千	99.6%
R6年度	100 億 4,125 万 4 千	80 億 4,440 万 9 千	80 億 4,819 万	99.9%

3 今後の予定

- ・庁議終了後、各課に冊子を配付（メール送信）
- ・総務企画委員会協議会提案後、全議員及び報道機関各社に冊子を配付

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 ４７－１８９２（ダイヤル）内線２２９３

■ 事業費総括表

・ 総事業費

[単位：千円]

	年度	事業費	左の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
総事業費	R3	10,986,886	1,441,016	183,037	4,168,300	168,879	5,025,654
	R4	13,153,446	1,742,231	200,516	3,762,200	2,085,377	5,363,122
	R5	12,401,936	2,918,183	261,136	3,635,100	85,440	5,502,077
	R6	10,041,254	1,541,246	195,101	3,392,600	85,377	4,826,930

・ 事業費の内訳

	年度	事業費	左の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
投資的経費	R3	8,681,496	1,420,196	83,761	4,168,300	46,201	2,963,038
	R4	11,109,991	1,720,640	98,344	3,762,200	2,000,336	3,528,471
	R5	10,379,764	2,896,592	158,964	3,635,100	336	3,688,772
	R6	8,044,409	1,519,655	92,929	3,392,600	336	3,038,889
非投資的経費	年度	事業費	左の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	R3	2,305,390	20,820	99,276		122,678	2,062,616
	R4	2,043,455	21,591	102,172		85,041	1,834,651
	R5	2,022,172	21,591	102,172		85,104	1,813,305
	R6	1,996,845	21,591	102,172		85,041	1,788,041

- 内 容 【 2.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線2300

【表題】

令和2年度版 太田市の公共施設の現状について

【目的】

平成28年6月に策定した「太田市公共施設等総合管理計画」に基づき、将来を見据えた公共施設のあり方について様々な検討を行うために、これまで公表している「太田市の公共施設の現状」の令和元年度の運営状況、見直しの状況などの改訂版を作成したものです。

【概要】

1 内容

(1) 公共施設（建物）の保有状況

区 分	施設数	棟 数	延床面積
令和元年度末	533施設	1, 500棟	864, 818㎡
平成30年度末	528施設	1, 507棟	865, 466㎡
増 減	+5施設	-7棟	-649㎡

※下水道施設を除く

(2) 見直しの状況・計画 (別添 冊子5ページ)

学校、住宅、公園、小規模施設を除く市民利用がある施設に関する過去の見直しの実績及び将来計画

(3) 主な施設の運営状況 (別添 冊子6～149ページ)

主要135施設に関する施設の基本情報、令和元年度の運営状況、コスト、簡易評価等

2 今後の予定

総務企画委員会協議会へ報告、市議会議員へ配布。

太田市ホームページへ掲載し、市民へ公表。

【備考】 別添 冊子のとおり

* 問い合わせ先 総務部管財課管財係 内線 2382

行政事業部長 氏名 城代 秀一 (TEL) 0277-78-2842

* 問い合わせ先 行政事業部 用地管理課 管理係 0277-78-2842 ぐやん